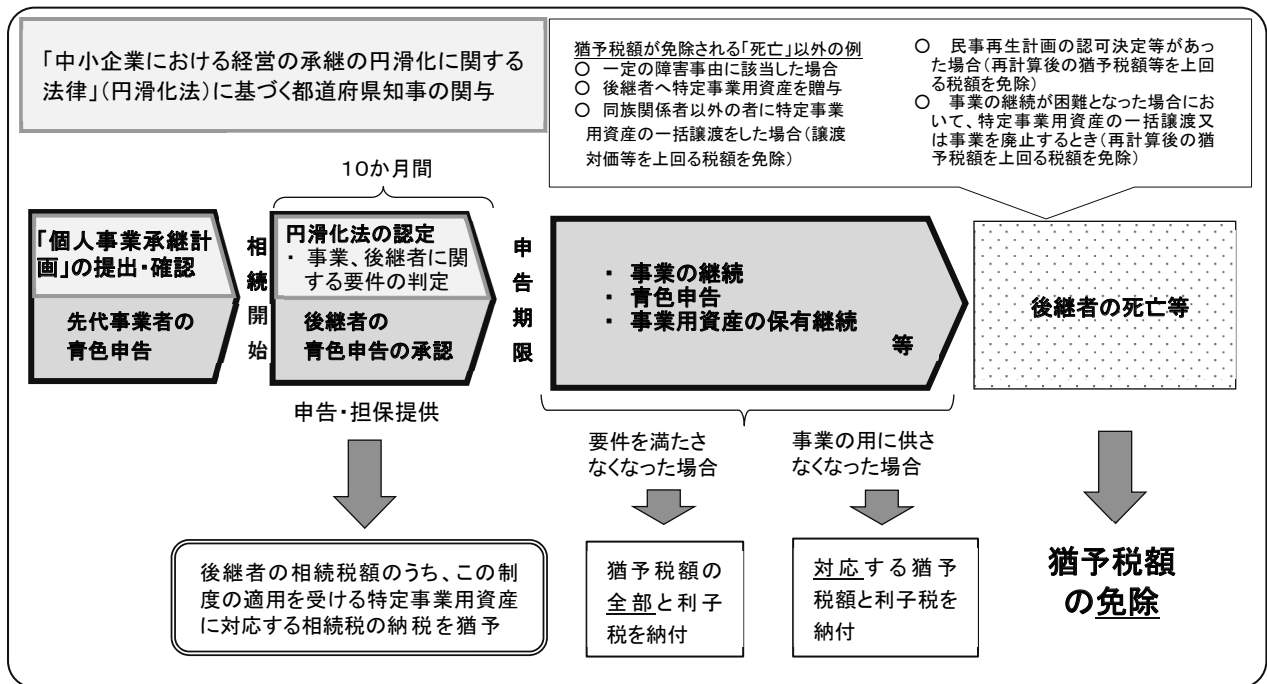


- (13) 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（「申告書第8の6表、第8の6表の付表1～4、第8の7表、第8の8表、第11・11の2表の付表2、第11の3表」92ページ参照）
- この特例の概要は、次の図のとおりです。なお、この特例については、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの10年間の特例とされています。



イ 特例のあらまし

円滑化法の認定^(注1、2)を都道府県知事から受ける後継者である相続人又は受遺者（以下「特例事業相続人等」といいます。）が、青色申告（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限り、以下(13)において同じです。）に係る事業（不動産貸付業等を除きます。以下(13)において同じです。）を行っていた被相続人からその事業に係る特定事業用資産^(注3)の全てを相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得（①平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の取得で最初のこの特例の適用に係る相続等による取得及び②その期間内の取得で①の取得^(注4)の日から1年を経過する日までの間の相続等による取得に限り、以下「事業用資産納税猶予税額」といいます。）をし、その事業を営んでいく場合には、特例事業相続人等が納付すべき相続税のうち、特例事業用資産^(注5)に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され（以下猶予される相続税額を「事業用資産納税猶予税額」といいます。）、特例事業相続人等が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます（免除される主な場合については、次の「事業用資産納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」を参照してください。）。ただし、免除されるまでに、特例事業用資産を特例事業相続人等の事業の用に供さなくなった場合など一定の場合には、事業用資産納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この制度のあらまし等については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】にも掲載されておりますので、是非ご覧ください。

【掲載場所】「ホーム>刊行物等>パンフレット・手引>相続税・贈与税関係>相続税・贈与税の特例のあらましなど>個人の事業用資産の納税猶予及び免除の特例」

(注) 1 「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）第12条第1項の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第6条第16項第8号又は第10号の事由に限り、以下「円滑化法」といいます。）をいいます。なお、円滑化法の認定を受けるためには、原則として、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

また、円滑化法の認定を受けるに当たっては、平成31年4月1日から令和8年3月31日までに円滑化省令第16条第3号に規定する個人事業承継計画を都道府県知事に提出し、円滑化省令第17条第1項第3号の規定に基づく都道府県知事の承認を受ける必要があります。

2 円滑化法の認定に係る申請書の提出に関する窓口は特例事業相続人等の主たる事務所が所在する都

道府県です。また、個人事業承継計画の提出に関する窓口については被相続人の主たる事務所が所在する都道府県になります。担当課については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されているパンフレット「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（個人版事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

- 3 「特定事業用資産」については、62ページの(ハ)を参照してください。
- 4 特例事業相続人等が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、その適用に係る贈与による取得となります。
- 5 「特例事業用資産」とは、相続等により取得した特定事業用資産で相続税の申告書にこの特例の適用を受けようとする旨の記載があるものをいいます。

◎ 事業用資産納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合

①	特例事業相続人等が死亡した場合
②	特定申告期限 ^(注2) の翌日から5年を経過する日後に、特例事業相続人等が特例事業用資産の全てにつき租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をした場合
③	特例事業相続人等がその有する特例事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（当該事業を継続することができなくなったことについてやむを得ない理由 ^(注3) がある場合に限ります。）
④	次に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合 イ 特例事業相続人等が特例事業用資産の全てについて、特例事業相続人等の特別関係者^(注4)以外の一定の者に対して譲渡若しくは贈与（以下「譲渡等」といいます。）をした場合又は民事再生法の規定による認可を受けた一定の再生計画の認可の決定に基づきその再生計画（再生計画の認可の決定に準ずる一定の計画を含みます。）を遂行するために譲渡等をした場合において、譲渡等があった時におけるその譲渡等をした特例事業用資産の時価に相当する金額（その金額が譲渡等をした特例事業用資産の譲渡等の対価の額より低い金額である場合には、その譲渡等の対価の額）と特別関係者が特例事業相続人等から受けた一定の必要経費不算入対価等^(注5)との合計額が当該譲渡等の直前における事業用資産納税猶予税額に満たないとき ロ 特例事業相続人等について破産手続開始の決定があった場合
⑤	次に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合（特例事業相続人等の特例事業用資産に係る事業の継続が困難な事由^(注6)が生じた場合に限ります。次ページの（参考）参照。） イ 特例事業相続人等が特例事業相続人等の特別関係者以外の者に対して特例事業用資産の全ての譲渡等をした場合において、譲渡等の対価の額（その額がその譲渡等をした時における特例事業用資産の時価に相当する金額の2分の1以下である場合には、その2分の1に相当する金額）をこの特例の適用に係る相続等により取得をした特例事業用資産の相続開始の時における価額とみなして猶予税額を計算した金額と特別関係者が特例事業相続人等から受けた一定の必要経費不算入対価等との合計額が譲渡等の直前における事業用資産納税猶予税額に満たないとき ロ 特例事業用資産に係る事業の廃止をした場合において、廃止の直前における特例事業用資産の時価に相当する金額をこの特例の適用に係る相続等により取得をした特例事業用資産のその相続開始の時における価額とみなして猶予税額を計算した金額と特別関係者が特例事業相続人等から受けた一定の必要経費不算入対価等との合計額がその廃止の直前における事業用資産納税猶予税額に満たないとき
⑥	特例事業相続人等について民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、特例事業相続人等の有する資産につき一定の評定が行われた場合

(注) 1 免除に際しては、①又は③に該当することとなった日から6か月以内、②に該当することとなった場合には、特例事業用資産の贈与を受けた者が特例事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の期限内申告書を提出した日から6か月以内、④又は⑤に該当することとなった日から2か月以内、⑥に該当することとなった場合には、認

可の決定があった日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。

2 「特定申告期限」とは、次のうちいずれか早い日をいいます。

(1) 特例事業相続人等の最初の租税特別措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限*

(2) 特例事業相続人等の最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限*

※ 災害等により申告期限の延長がされた場合には、その延長後の申告期限となります。

3 「やむを得ない理由」とは、相続税の申告書の提出期限後に特例事業相続人等が次に掲げる事由のいずれかに該当することとなったことをいいます。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級である者として記載されているものに限り。）の交付を受けたこと。

(2) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているものに限り。）の交付を受けたこと。

(3) 介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するものに限り。）を受けたこと。

4 「特別関係者」とは、特例事業相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます（以下(13)において同じです。）。

5 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業相続人等の特別関係者がその事業に従事したことその他の事由により特例事業相続人等から支払を受けた対価又は給与であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものの以外のものをいいます。

6 「事業の継続が困難な事由」とは、次の事由をいいます。

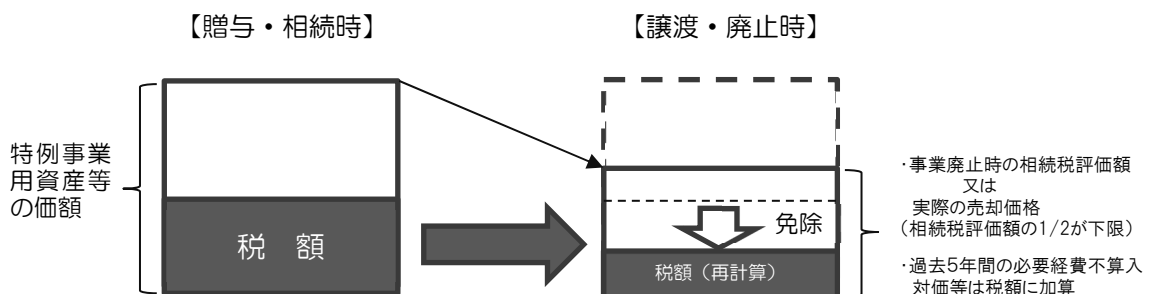
(1) 特例事業相続人等又はその事業が前ページの表の⑤イ又はロの場合のいずれかに該当することとなった日の属する年の前年以前3年内の各年（下記(2)において「直前3年内の各年」といいます。）のうち2以上の年において、その事業に係る事業所得の金額が零未満であること。

(2) 直前3年内の各年のうち2以上の年において、その事業に係る各年の事業所得に係る総収入金額が、その各年の前年の総収入金額を下回ること。

(3) 上記のほか、特例事業相続人等による事業の継続ができない事由として、特例事業相続人等が心身の故障その他の事由により特例事業用資産に係る事業に従事することができなくなったこと。

（参考）事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予税額の免除について

事業の継続が困難な事由（上記(注)6参照）が生じた場合に、特例事業用資産等の全部の譲渡等をしたとき又はその事業を廃止したとき（前ページの表⑤欄参照）は、その対価の額（譲渡等の時の時価に相当する金額の2分の1が下限になります。）を基に猶予税額を再計算し、再計算した税額と特別関係者が特例事業相続人等から受けた一定の対価の額との合計額が直前の事業用資産納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます（再計算した税額は納付します。）。



ロ この特例の適用を受けるための要件等

この特例の適用を受けるためには、次の要件等を満たす必要があります。

(イ) 被相続人の要件

次の区分に応じ、それぞれ次の要件に該当する人であること。

①		特定事業用資産を有していた者が相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業を行っていた者である場合
	要件	その事業について、相続開始の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により所得税の納税地の所轄税務署長に提出していること
②		上記①以外の場合
	要件	次に掲げる要件の全てを満たす者 イ 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続開始又は贈与の直前において、その者と生計を一にする親族であること ロ イの相続開始の時又は贈与の時後に開始した相続に係る被相続人であること

(ロ) 特例事業相続人等の要件

被相続人からこの特例の適用に係る相続等により特定事業用資産を取得した人で、次のいずれにも該当する人であること。

①	「円滑化法の認定」を受けていること
②	相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業（その事業に準ずるものとして一定のものを含みます。）に従事していたこと（被相続人が60歳未満で死亡した場合を除きます。）
③	相続開始の時から申告期限までの間に特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、その申告期限まで引き続きその特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること
④	申告期限において、特定事業用資産に係る事業について開業の届出書を提出していること及び青色申告の承認を受けていること又は承認を受ける見込みであること ^(注1)
⑤	特定事業用資産に係る事業が、相続開始の時において、資産保有型事業 ^(注2) 、資産運用型事業 ^(注3) 及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれにも該当しないこと
⑥	被相続人から相続等により財産を取得した者が、租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例（16ページ参照）の適用を受けていないこと
⑦	円滑化省令第17条第1項の都道府県知事の確認（同項第3号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第7項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの）を受けた者であること

(注) 1 青色申告の承認を受けるためには、被相続人の相続開始があったことを知った日（死亡の日）の時期に応じ、それぞれ次の期限までに、税務署長に申請を行う必要があります。

① その死亡の日がその年の1月1日から8月31日までの場合・・・死亡の日から4か月以内

② その死亡の日がその年の9月1日から10月31日までの場合・・・その年の12月31日まで

③ その死亡の日がその年の11月1日から12月31日までの場合・・・その年の翌年の2月15日まで
なお、被相続人の事業を承継した者が、その相続前から他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに、申請を行うことが必要です。

2 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の10第2項第4号において準用する同法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、この特例の適用に係る相続開始の日の属する年の前年1月1日から事業用資産納税猶予税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間内において、特定資産^{*}の保有割合が、その事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額の70%以上の事業をいいます。

ただし、特例事業相続人等の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことなど一定の事由が生じたことにより、その保有割合が70%以上となった場合には、その事由が生じた日から同日以後6か月を経過する日までの期間は、上記の期間から除かれます。

※ 「特定資産」とは、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限ります。）、現金・預貯金等（特別関係者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の一定の資産をいいます。

- 3 「資産運用型事業」とは、この特例の適用に係る相続開始の日の属する年の前年1月1日から事業用資産納税猶予税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日の属する年の前年12月31日までの期間内のいずれかの年において、特定資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の事業をいいます。

ただし、特例事業相続人等の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことなど一定の事由が生じたことにより、その運用収入の割合が75%以上となった場合には、その事由が生じた年の1月1日からその翌年の12月31日までの期間は、上記の期間から除かれます。

(ハ) 特例の対象となる特定事業用資産

特例の対象となる特定事業用資産は、被相続人の事業の用に供されていた次に掲げる資産（被相続人のこの特例の適用に係る相続開始の日*の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているものに限ります。）の区分に応じそれぞれ次に定めるものをいいます。

※ 被相続人が前ページの(イ)②の者に該当する場合には、特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続開始又は贈与の日となります。

- A 宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいい、一定の宅地等に限ります。） 当該宅地等の面積の合計のうち400㎡以下の部分（次ページの（ニ）参照）

(注) 「一定の宅地等」とは、建物又は構築物の敷地の用に供されている宅地等（農地又は採草放牧地は除きます。）をいい、棚卸資産を除きます。なお、宅地等のうちにその事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、その事業の用に供されていた部分に限られます。

- B 建物（一定の建物に限ります。） 当該建物の床面積の合計のうち800㎡以下の部分

(注) 「一定の建物」とは、この特例の適用に係る相続開始の直前において被相続人の事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しない建物をいい、建物のうちにその事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、その事業の用に供されていた部分に限られます。

- C 減価償却資産（Bに掲げるものを除きます。） 次に掲げるもの

(A) 固定資産税の課税対象とされる地方税法第341条第4号に規定する償却資産（機械装置など）

(B) 自動車 次に掲げるもの

a 自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用される自動車

b aに掲げる自動車以外の自動車に次掲げるもの

(a) 自動車登録規則別表第二の自動車の範囲欄の1、2、4及び6に掲げるもの

(b) 道路運送車両法施行規則別表第二の四の自動車の用途による区分欄の1及び3に掲げるもの

(c) (a) 及び (b) 並びに次ページの c に掲げる自動車以外の自動車（その取得価額が500万円を超える場合には、一定の部分に限ります。）

(参考) (a) 及び (b) の具体的な用途及び分類番号

	用途	分類番号（ナンバー）
普通・小型自動車	貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ
	人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車	2、20～29、200～299、20A～29Z、2A0～2Z9、2AA～2ZZ
	貨物の運送の用に供する小型自動車	4、6、40～49、60～69、400～499、600～699、40A～49Z、60A～69Z、4A0～4Z9、6A0～6Z9、4AA～4ZZ、6AA～6ZZ
	散水自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車	8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ
軽自動車	貨物の運送の用に供する軽自動車	40～49、400～499、600～699、40A～49Z、60A～69Z、4A0～4Z9、6A0～6Z9、4AA～4ZZ、6AA～6ZZ
	散水自動車その他特種の用途に供する軽自動車	80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ

(注) 上記の「自動車」には、二輪のものは含まれません。

- c 原動機付自転車並びに軽自動車（二輪のものに限ります。）及び小型特殊自動車（四輪以上のもののうち、乗用のもの及び営業用の標準税率が適用される貨物用のものを除きます。）
- (C) 特許権など所得税法施行令第6条第8号に掲げる資産及び牛、果樹など同条第9号に掲げる資産
- (注) 上記(B) a～c及び(C)に掲げる資産は、主として趣味又は娯楽の用に供する目的で保有するものは除かれ、事業の用に供されていた以外の部分がある場合には、事業の用に供されていた部分に限られます。

(二) 小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合の宅地等の限度面積

この特例の対象となる宅地等には400㎡の限度面積が設けられていますが、被相続人から相続等により取得をした宅地等について、小規模宅地等の特例（16ページ参照）の適用を受ける者がいる場合には、この限度面積は、次の表のとおりとなります。

	適用を受ける小規模宅地等の区分	限度面積 ^{※1}
①	特定同族会社事業用宅地等 ^{※2}	400㎡－A
②	貸付事業用宅地等	$400\text{㎡} - \left(A \times \frac{200}{400} + B \times \frac{200}{330} + C \right) \times 2$
③	特定居住用宅地等 ^{※2}	400㎡

- ※1 特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合には、この特例の適用を受けることはできません（17ページの（イ）（注）3、61ページのロ（ロ）⑥参照）。
- 2 他に貸付事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合には、②によります。
- 3 上記の表中の符号は次のとおりです。
- A 特定同族会社事業用宅地等の面積
 - B 特定居住用宅地等の面積
 - C 貸付事業用宅地等の面積

(参考) 小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等）との主な違い

	事業用資産に係る納税猶予	小規模宅地等の特例
事前の計画策定等	個人事業承継計画の提出 〔平成31年4月1日から 令和8年3月31日まで〕	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 〔平成31年1月1日から 令和10年12月31日まで〕	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ
対象資産	・宅地等（400㎡まで） ・建物（床面積800㎡まで） ・一定の減価償却資産	宅地等（400㎡まで）のみ
減額割合	100%（納税猶予）	80%（課税価格の減額）
事業の継続	終身	申告期限まで

(ホ) 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、**相続税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出する**とともに**事業用資産納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保**（特定事業用資産でなくても差し支えありません。）**を提供**する必要があります。

なお、次に掲げる場合には、この特例の適用を受けようとする財産の選択についてその全員が同意していることが必要です。

- 1 この特例の対象となり得る宅地等又は「小規模宅地等の特例」（16ページ参照）若しくは「特定計画山林の特例」（20ページ参照）の対象となり得る財産を取得した相続人等が2人以上いる場合
- 2 この特例の対象となり得る建物について取得した相続人等が2人以上いる場合

(ヘ) 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けている特例事業相続人等は、事業用資産納税猶予税額が免除されるまで又は事業用資産納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**3年ごとに**、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例事業用資産に係る事業の状況等に関する事項を記載した**届出書**（この届出書を「**継続届出書**」といいます。）に、**一定の書類を添付して提出しなければなりません。**

なお、**継続届出書の提出がない場合には、原則として、この特例の適用が打ち切られ、事業用資産納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。**

(ト) 事業用資産納税猶予税額の納付

A 事業用資産納税猶予税額の全部を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている相続税額は、事業用資産納税猶予税額の免除事由に該当する場合等を除き、原則として次の表に掲げる場合等に該当することとなったときは、その相続税額の全部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で事業用資産納税猶予税額を納付しなければならない場合については、税務署にお尋ねください。

（主な場合）

①	当該特例事業相続人等が事業を廃止した場合 ^(注)
②	その事業が資産保有型事業、資産運用型事業又は性風俗関連特殊営業のいずれかに該当することとなった場合
③	特例事業相続人等が青色申告の承認を取り消された場合又は青色申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した場合
④	特例事業相続人等が青色申告の承認を受ける見込みであることによりこの特例の適用を受けた場合において、その承認が却下されたとき

（注） 一定の障害等やむを得ない理由がある場合（59ページの③参照）や破産手続開始の決定のあった場合（59ページの④ロ参照）には、事業用資産納税猶予税額の免除事由に該当します。

B 事業用資産納税猶予税額の一部を納付しなければならない場合

特例事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、事業用資産納税猶予税額のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する事業用資産納税猶予税額を納付しなければなりません。

ただし、次に掲げる場合には納税猶予は継続されます。

- 1 特例事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄をした場合において、その廃棄をした日から2か月以内に税務署にその旨の書類等を提出したとき
- 2 特例事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつきその譲渡があった日から1か月以内に税務署長に申請をし、その承認を受けたとき（取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。）
- 3 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例事業用資産を移転した場合において、その移転につきその移転があった日から1か月以内に税務署長に申請をし、その承認を受けたとき

(注) 3の承認を受けた後における事業用資産納税猶予税額を納付しなければならない場合は、原則として、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」における経営承継期間後の納付事由(43ページのH①参照)と同様となります。

C 利子税

前ページのA及びBにより納付する相続税額については、相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間(日数)に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の利子税特例基準割合^(注)が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合(0.1%未満の端数は切捨て、その割合が0.1%未満の割合である場合は年0.1%)が適用されます。

(算式)

$$3.6\% \times \frac{\text{利子税特例基準割合}^{(注)}}{7.3\%}$$

(注) 「利子税特例基準割合」については、27ページの②の※を参照してください。

個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の6の8)

贈与税の申告において、贈与者に係る事業の後継者が贈与を受けた特例受贈事業用資産に対応する贈与税を一定の要件の下にその事業用資産の贈与者が死亡する日等まで納税を猶予する特例です。この特例の適用を受けるその事業用資産は、原則として贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続や遺贈によって取得したものとみなされ、相続税の課税の対象とされ、その時に納税が猶予されていた贈与税額は免除されます。

なお、その際、「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた事業用資産について「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の6の10)」の適用を受けることができます。